

社会福祉施設等

東日本大震災にかかる被災施設等への 災害復旧資金のご案内

- ご利用いただけるお客さま
東日本大震災により被災された社会福祉施設等の事業者
- ご融資の概要
(1) 設置・整備資金（補修費用や仮設建物の建築費も対象）
(2) 経営資金（賃与等の人件費など）
- 優遇措置の内容（主なもの）

| 第1次補正予算による優遇措置 (5月2日実施) | 第2次補正予算による拡充措置 (7月25日実施) | 第3次補正予算による拡充措置 (11月21日実施) |
|---|---|--|
| (1) 貸付限度額撤廃 ※担保額上限 (2) ①設置・整備資金の 貸付額を無利子 ②経営資金の無利子期間 (当初5年間)を創設 ③経営資金の6年目以降も通常 金利より優遇 (3) 経営資金の据置期間を最長2年 に延長 (従来は最長1年) | (1) 設置・整備資金の 償還期間の延長 (30年→39年) ⇒特別養護老人ホーム、養護老人 ホーム、軽費老人ホームに限る (2) 経営資金の償還期間の延長 (10年→15年) (3) 経営資金の 無担保貸付限度額の拡大 (1千万円→3千万円) ※(1)は二重債務となる方 限定の措置(注1) | (1) 設置・整備資金(復興のための資金) ⇒市町村等の復興計画を踏まえ、小規模 の社会福祉施設を新設する事業 ・利率については以下の通り ①無利子期間:当初5年間 ②6、7年目:通常金利より優遇 ※災害復興資金の内容になります。 (2) 設置・整備資金の無担保貸付限度額の 拡大【借地上で仮設又は賃借の場合】 (1千万円→3千万円) |

◆優遇措置の対象になる「二重債務となる方」とは…

東日本大震災以前から施設及び事業を営むための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

社会福祉 施設等

ご支援の内容(1)～建物被害の復旧のため～

設置・整備資金

(平成24年1月20日現在)

| 貸付条件 | | |
|----------------------|---|-------------|
| 貸付対象施設等 | 高齢者福祉施設、児童・母子福祉施設、障害者福祉施設等 | |
| 貸付限度額 | 所要額 ^{※1} の100% ^{※2} | |
| 償還期間 (据置期間) ※3 | 耐火 | 30年以内(3年以内) |
| | 準耐火 | 20年以内(2年以内) |
| | その他 | 15年以内(2年以内) |
| 貸付利率 | 無利子 | |
| 担保 | 不動産担保 *無担保は1,000万円まで ただし、借地上の仮設又は賃借の場合は3,000万円まで ^{※4} | |
| 保証人 | 1名以上 ^{※5} | |

- ※1 仮設建物や仮設建物の補修費用、解体撤去費を含みます。
 ※2 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
 ※3 貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。
 ※4 社会福祉事業を行うための施設が借地上で仮設建物又は賃借であって担保提供できない場合に限りです。
 ※5 社会福祉法人であって保証人の免除を希望する場合の貸付利率は0.05%となります。

- (注意点)
 1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
 2. ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

| | | |
|---------------------|----|---|
| 設置・整備資金 償還(据置)期間 | 耐火 | 39年以内(3年以内) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームに限る |
|---------------------|----|---|

| 貸付条件 | | | |
|--------------------|------------------------------|-------|-------|
| 貸付対象施設等 | 高齢者福祉施設、児童・母子福祉施設、障害者福祉施設等 | | |
| 貸付限度額 | 所要額の100%※1 | | |
| 償還期間 (据置期間) | ①15年以内(5年以内) ②10年以内(2年以内) | | |
| 貸付利率※3 | 契約から5年間 | 6、7年目 | 8年目以降 |
| ①償還期間 10年超15年以内 | 無利子 | 0.6% | 0.7% |
| ②償還期間 10年以内 | 無利子 | 0.2% | 0.3% |
| 担保 | 不動産担保 *無担保は3,000万円まで | | |
| 保証人 | 1名以上※4 | | |

※1 担保評価額までの金額となります。

※2 償還期間が10年を超える場合は、5年以内の据置期間を選択できます。

※3 貸付利率は契約締結時点の利率が適用になります。また、利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせください。

※4 社会福祉法人であって保証人の免除を希望する場合は記載されている貸付利率に0.05%が上乗せされます。(無利子の期間は0.05%となります。)

(注意点)

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。

社会福祉施設等

東日本大震災にかかると被災地の復興のための 優遇措置のごあんない(第3次補正)

1. ご利用いただけるお客さま

東日本大震災の特定被災区域で市町村等が策定する復興計画を踏まえ、被災していない法人等が新規に実施する小規模の社会福祉施設を設置する事業者(県または市区町村が発行した意見書により「被災地の復興に資する整備」であることが明記されるもの)

2. ご融資の概要

設置・整備資金

3. 優遇措置の内容(主なもの)

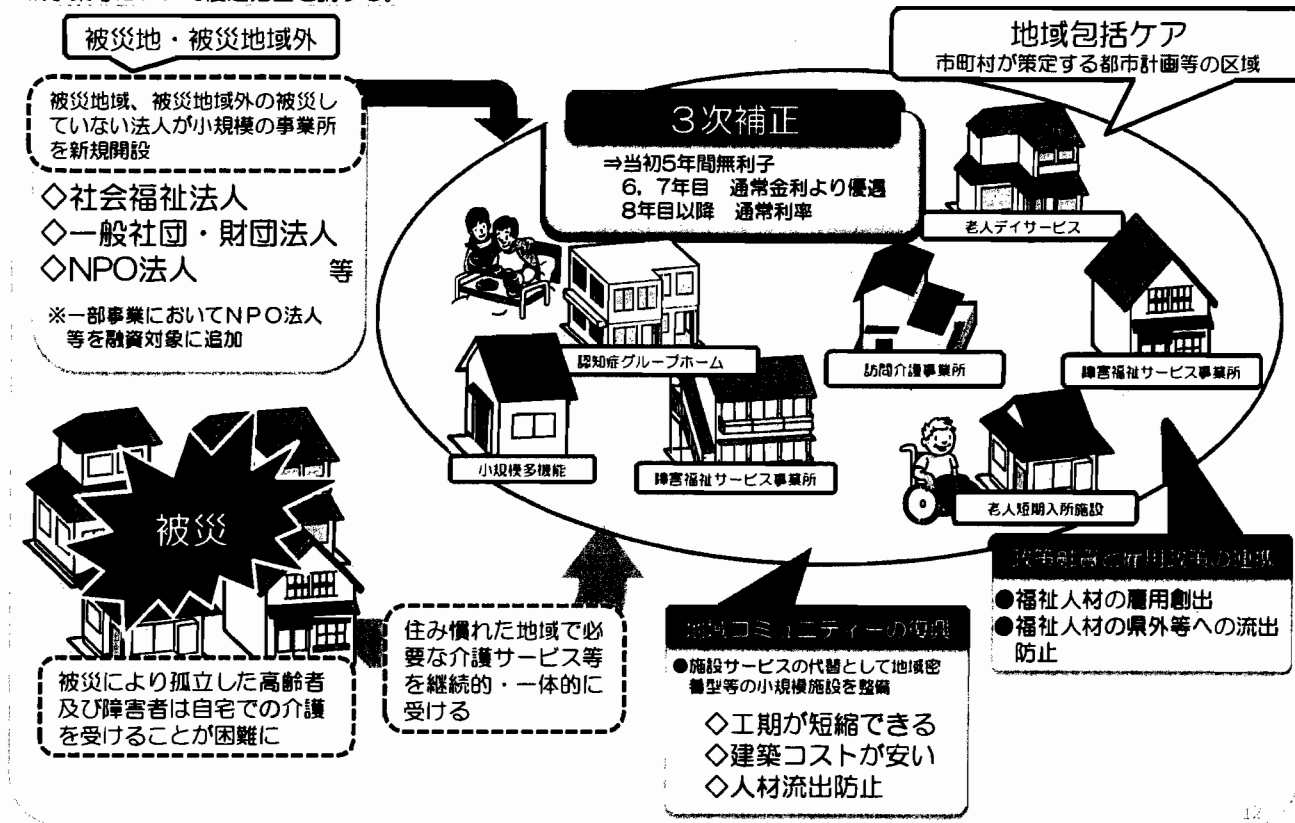
市町村等が策定する復興計画を踏まえ、小規模の社会福祉施設を新設する事業(利率については以下の通り)

- ①当初5年間：無利子
- ②6、7年目：通常金利より優遇

被災地の復興を支援するため被災地で施設整備等を行う、被災していない法人に対する優遇措置について

(参考)

○被災地復興のため、市町村等が策定する復興計画を踏まえ、被災していない法人（被災地以外の法人を含む）が実施する整備事業等について優遇措置を講ずる。



社会福祉施設等

ご支援の内容～復興にかかる優遇措置～

設置・整備資金（復興のための資金）

東日本大震災における特定被災区域において、被災地復興のため、市町村等が策定する復興計画を踏まえ、被災していない法人等が新規に実施する小規模の整備事業等であって、県または市区町村が発行した意見書により「被災地の復興に資する整備」であることが明記されるものに対して優遇措置を講じます。
(平成24年1月20日現在)

| | | 貸付条件 | | |
|----------------------|---|---------------|----------------|----------------|
| 貸付対象施設等 | 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、障害福祉サービス事業に係る施設等（詳細別紙参照） | | | |
| 貸付限度額 | 所要額の100%※1 | | | |
| 償還期間 (据置期間) ※2 | 耐火 | 30年以内（3年以内） | | |
| | 準耐火 | 20年以内（2年以内） | | |
| | その他 | 15年以内（2年以内） | | |
| 貸付利率※3 | 契約から5年間 | 6、7年目 | 8年目以降 | |
| | | 償還期間 20年以内 | 無利子 | 1.2% (0.8%) |
| | 償還期間 20年超 | 無利子 | 1.5% (0.8%) | 1.7% (1.0%) |
| 担保 | 不動産担保 *無担保は1,000万円まで | | | |
| 保証人 | 1名以上 ※4 | | | |

※1 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。

※2 貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※3 貸付利率は契約締結時の利率が適用となります。また、利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせください。

貸付利率の()は、10年経過ごと金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用利率となります。

※4 社会福祉法人であって保証人の免除を希望する場合は記載されている貸付利率に0.05%が上乗せされます。（無利子の期間
は0.05%となります。）

(注) ご融資には審査があります。

別紙

○東日本大震災からの災害復興資金の対象となる社会福祉施設

| 高齢者福祉施設 | 貸付けの相手方 |
|---|---|
| ・特別養護老人ホーム (29人以下のもの) ・ケアハウス | ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・一般財団法人 |
| ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・老人デイサービスセンター(事業) ・訪問介護事業 | ・法人 |
| ・認知症高齢者グループホーム ・老人短期入所施設(事業) | |

| 障害者福祉施設 | 貸付けの相手方 |
|--|---|
| ・居宅介護事業所 ・生活介護事業所 ・重度障害者等包括支援事業所 ・自立訓練事業所 ・就労継続支援事業所 | ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・一般財団法人 ・特定非営利活動法人 |
| ・重度訪問介護事業所 ・短期入所事業所 ・共同生活介護事業所 ・就労移行支援事業所 ・共同生活援助事業所 | |
| ・行動援護事業所 ・同行援護事業所 ・児童デイサービス事業所 | ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 |
| ・障害者支援施設 | ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・一般社団・一般財団法人 |

平成24年度 事業計画・貸付条件改善(案)の概要

1. 平成24年度福祉貸付事業計画について

(単位：億円)

| 区分 | 23年度 予算額 | 24年度 予算額 (案) | 対前年度 | |
|-----|-------------|---------------------------|------|-------|
| | | | 増減額 | 伸び率 |
| 契約額 | 1,715 | 1,899 ※うち災害分 ：106億円 | +184 | 10.7% |
| 交付額 | 1,526 | 2,118 ※うち災害分 ：106億円 | +592 | 38.8% |

2. 平成24年度貸付条件の改善事項（案）について

I. 新規事項（案）

- ①児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）の貸付け
- ②養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付
- ③小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方の拡大
- ④障害福祉サービス事業所等の貸付けの相手方の拡大
- ⑤国有地等を利用した社会福祉施設の整備の促進に係る貸付け

① 児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）の貸付け

児童福祉法の一部改正の施行に伴い、障害児通所給付費等が支払われるまでに期間を要することから、障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）の融資について、次のとおりの優遇を行います。

なお、制度の適用期間については、平成25年度末までとします。

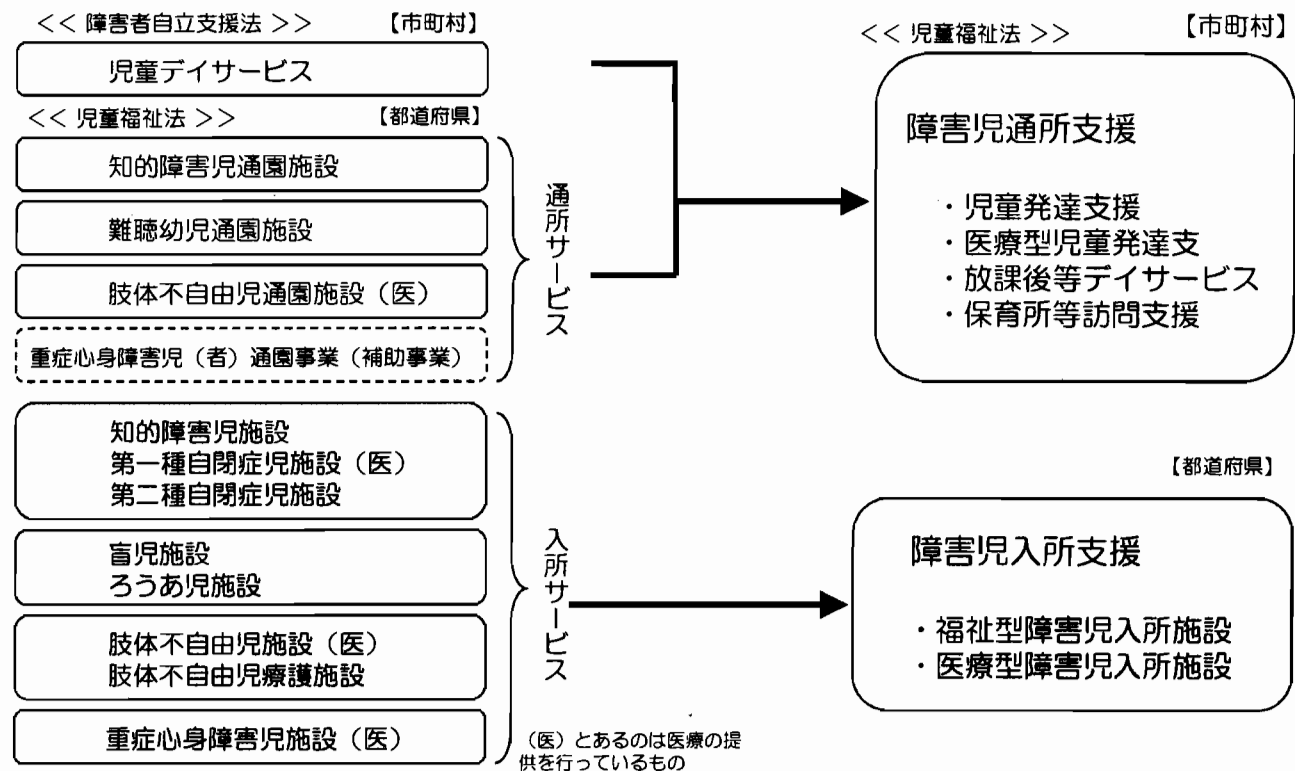
【優遇の内容】

| 区分 | [現 行] | [24年度から] |
|-------|------------------------------------|--|
| 貸付期間 | 5年以内 | |
| 据置期間 | 6月以内 | 1年以内 |
| 貸付限度額 | 所要資金の80%又は担保評価額に70%を乗じて得た額のいずれか低い額 | 障害児通所給付費等相当額又は担保評価額に80%を乗じて得た額のいずれか低い額 |

障害児施設・事業の一元化 イメージ

(参考)

○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



② 養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付

養護老人ホームの老朽化等に伴う建替事業(※)を無利子貸付の対象に追加します。

ただし、自治体の補助を受けていることを条件とします。

- ※
- 老朽民間社会福祉施設整備事業
 - 既設社会福祉施設用地有効活用改築促進事業
 - 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業

なお、老朽民間社会福祉施設整備事業及び地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業への制度の適用期間については、平成27年度末までとします。

無利子貸付額

無利子貸付対象事業費(※)から補助金を控除した額の90%

※補助金額の4/3を対象事業費とみなす

③ 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方の拡大

小規模多機能型居宅介護事業の整備等に係る貸付けの相手方を次のとおりとします。

| 区分 | [現 行] | [24年度から] |
|--------|---|------------|
| 貸付の相手方 | ○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○社団・財団法人 ○医療法人 | 法人 |

④ 障害福祉サービス事業所等の貸付けの相手方の拡大

障害福祉サービス事業所等の整備等に係る貸付けの相手方を次のとおりとします。

| 貸付対象施設 | [現 行] | [24年度から] |
|---|--|------------|
| | 貸付けの相手方 | 貸付けの相手方 |
| 居宅介護事業、重度訪問介護事業、生活介護事業、短期入所事業、重度障害者等包括支援事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業に係る施設 | ○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○社団・財団法人 ○医療法人 | 法人 |
| 共同生活介護事業及び共同生活援助事業に係る施設 | ○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○社団・財団法人 ○医療法人 ○特定非営利活動法人 ○営利法人 | |
| 児童発達支援センターなど障害児通所支援事業に係る施設 | — | |

⑤ 国有地等を利用した社会福祉施設の整備の促進に係る貸付け

大都市部^(※)における社会福祉施設等の整備促進を支援するため、国有地等の借地を利用した整備事業に対し、融資率等の優遇を行います。

※ 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の地域（1都2府19県）
東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

【優遇の内容】

| 区分 | [現 行] | [24年度から] |
|-------|-----------|------------|
| 償還期間 | 20～30年以内 | 全施設30年以内 |
| 据置期間 | 2～3年以内 | 全施設3年以内 |
| 融資率 | 70～80% | 90% |
| 融資限度額 | 担保評価額×70% | 担保評価額×90% |

※ 有料老人ホームを整備する場合は、民有地の借地であって、一体となって整備する社会福祉施設等に付随して整備する場合に限る。

【優遇の条件】

○整備する建物が、一定の要件であること。（調整中）

2

Ⅱ. 継続事項（案）

- ①介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置
- ②社会福祉事業施設耐震化の整備に係る融資条件の優遇措置
- ③スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
- ④定期借地権利用による整備促進対策事業で対象とした一時金
に対する融資制度
- ⑤アスベスト対策事業に係る優遇措置
- ⑥療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置

2:

① 介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置

○介護基盤緊急整備等臨時特例基金の実施期間が1年間延長されるため、平成24年度も、当該基金による施設整備に対する優遇措置を次のとおり行います。

なお、制度の適用期間については、平成24年度末までとします。

| 区分 | [通常] | [24年度] |
|------|-------------------------|--|
| 融資率 | 70%~80% | 90% |
| 貸付利率 | 財政融資資金借入金利 +0.0~0.5% | 財政融資資金借入金利 ▲0.5% (当初5年間) 6年目以降同左 |

※介護基盤緊急整備等臨時特例基金等の交付が行われた施設整備に限る。
(都道府県(政令市・中核市を含む)からの補助を受けて整備するものについては、特別養護老人ホーム(広域型)、養護老人ホーム及びケアハウス(定員30人以上)に限る。)

② 社会福祉事業施設耐震化の整備に係る融資条件の優遇措置

○社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の実施期間が1年間延長されるため、平成24年度も、当該基金による施設整備に対する優遇措置を次のとおり行います。

なお、制度の適用期間については、平成24年度末までとします。

| 区分 | [通常] | [24年度] |
|------|--------------|--|
| 融資率 | 50%~80% | 90% |
| 貸付利率 | 財政融資資金借入金利同率 | 財政融資資金借入金利 ▲0.5% (当初5年間) 6年目以降同左 |

※社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の交付が行われた施設整備に限る。

③ スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置

○社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金の実施期間が1年間延長されるため、平成24年度も、社会福祉施設等のスプリンクラー整備に対する優遇措置を次のとおり行います。

なお、制度の適用期間については、平成24年度末までとします。

| 区分 | [通常] | [24年度] |
|--------------------------|-------------------------|--|
| 貸付けの相手方 (有料老人ホームへの貸付) | ○社会福祉法人 ○社団・財団法人等 | 法人 |
| 融資率 | 50%~80% | 90% |
| 貸付利率 | 財政融資資金借入金利 +0.0~0.5% | 財政融資資金借入金利 ▲0.5% (当初5年間) 6年目以降同左 |

※社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付が行われた施設整備に限る。

④ 定期借地権利用による整備促進対策事業で対象とした一時金に対する融資制度

○社会福祉法人等が施設等用地確保のために定期借地権を設定し、土地所有者に対し賃料の前払いとして一時金を支払う場合に、平成23年度までと同様に引き続き、当該一時金を土地取得資金の対象とします。

なお、制度の適用期間については、平成24年度末までとします。

※介護職員処遇改善等臨時特例基金からの補助を受けた事業に限ります。

⑤ アスベスト対策事業に係る優遇措置

○平成24年度においても、社会福祉施設等におけるアスベスト対策を円滑に進めるため、平成23年度までと同様に引き続き融資率等の優遇を行います。

なお、制度の適用期間については、平成24年度末までとします。

| 区 分 | [通 常] | [24年度] |
|-----------------|------------------------|------------------|
| 融資率の引き上げ (※) | 50%~75% | 80% (※) |
| | (80%のものは変更なし) | |
| 貸付利率の引き下げ | 財政融資資金借入金利+0.1% | 財政融資資金借入金利+0.05% |
| | 財政融資資金借入金利+0.2% | 財政融資資金借入金利+0.1% |
| | 財政融資資金借入金利+0.5% | 財政融資資金借入金利+0.1% |
| | (財政融資資金借入金利と同じものは変更なし) | |

※ 一部の施設の融資率につき「75%」となるものもあります。

⑥ 療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置

○療養病床のケアハウス等への転換に係る貸付けについては、介護療養病床の廃止期限が6年延長されたことから、引き続き融資率等の優遇を行います。

なお、制度の適用期間については、平成29年度末までとします。

| 区 分 | [通 常] | [24年度から] |
|----------------------------|-------------------------|------------------------------|
| 貸付けの相手方 (一般有料老人ホームへの貸付) | - | ○社会福祉法人 ○医療法人 ○社団・財団法人 |
| 融資率 | 70~75% | 90% |
| 貸付利率 | 財政融資資金借入金利 +0.1~0.5% | 財政融資資金借入金利同率 |